

令和2年6月5日開催

第3回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和2年度 第3回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和2年6月5日(金)
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分
 閉 刻 13時54分
 3. 開催場所 遠軽町議会議場
 4. 出席委員 16人

会 長	18番	新国 純一
会長職務代理者	17番	石丸 博雄
委 員	1番	菅井 誠
委 員	3番	原田喜一郎
委 員	4番	西原 弘子
委 員	5番	石山 幸一
委 員	6番	大河原正一
委 員	7番	梶田 政實
委 員	8番	早川 剛司
委 員	9番	小野 人司
委 員	11番	中村 肇
委 員	12番	笹原 仁
委 員	13番	岡田 一司
委 員	14番	林 秀和
委 員	15番	上野 邦彦
委 員	16番	鈴木 和弘

5. 欠席委員 2人

委 員	2番	菅井 美徳
委 員	10番	須藤 智弘

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委 員	5番	石山 幸一
委 員	12番	笹原 仁

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業振興地域整備計画変更(農用地区域除外)について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 あっせん委員の指名について

議案第6号 現況証明願について

7. 出席農業委員会事務局職員

事 務 局 長	広瀬 淳次
主 幹	吉岡 秀利
農地・農業振興担当係長	小川 哲也

農地・農業振興担当係長 原 吉生

農地・農業振興担当主任 市原 英二

8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された令和2年度第3回（R2.6.5）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員16名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、5番 石山委員、12番 笹原委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

◆ 諸般の報告

1. R2.5.7（木）13：30～

第2回農業委員会総会

2. R2.5.20（水）10：00～

第2回遠軽町議会（臨時会）

広瀬事務局長出席

3. R2.5.25（月）～27（水）

「遠軽町農業委員会委員の募集について」町内各地区農事部長への説明（遠軽、生田原、丸瀬布、白滝の9農事部）

広瀬事務局長、小川係長出席

◆ 今後の予定

1. R2.6.17（水）

第41回北海道農業者年金協議会総会【札幌市北海道自治会館】

事務局出席予定

2. R2.6.18（木）

北海道農業会議第89回通常総会【札幌市北海道自治会館】

事務局出席予定

3. R2.6.18（木）～22（月）

第3回遠軽町議会（定例会）

新国会長、広瀬事務局長出席予定

4. R2.7.6（月）13：30～

第4回農業委員会総会

5. R 2. 5. 28 (木) ~ 6. 24 (水)

農業委員会委員募集

議長 ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。
議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1 通知者の住所氏名

貸貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外2筆」・地目「公簿－牧場、畑、原野・現況は全て畑」・面積（㎡）「3筆合計 34,941」

3 通知の理由

平成27年3月12日に農業経営基盤強化促進法の規定により貸貸借を設定したが、その農地について貸貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第 1 号についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号 3 につきましては、賃貸借でございます。

整理番号 3 ・所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積 (㎡) 「1 4, 0 2 1」・貸主「●● ●●」・労働力 (人) 「1」・経営面積 (㎡) 「畑 7 0 0, 1 0 8. 1 4」・申請理由「借主の希望により貸し付ける」・借主「●● ●●」・労働力 (人) 「2」・経営面積 (㎡) 「畑 3 7 8. 4 4 6」・申請理由「経営規模拡大のため」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第 2 号についての質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律第 3 1 条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。(13:37～13:37)

議 長 再開します。
これより議案第 2 号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(13:38~13:38)

議 長 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第2号については、原案のとおり決定されましたので、その旨報告します。

次に、議案第3号「農業振興地域整備計画変更(農用地区域除外)について」2件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「農業振興地域整備計画変更(農用地区域除外)について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

- 1 農用地区域除外の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・現況地目「原野」・面積(m²)「9,857」
- 2 農用地区域除外後の土地利用計画
太陽光発電所設置のため。
- 3 農用地区域除外後の土地利用計画面積
9,857 m²
- 4 農用地区域除外の理由
太陽光発電所設置のため
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、申請者が太陽光発電所を建設するための農用地区域除外申請があった件でございます。

その2

- 1 農用地区域除外の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外4筆」・現況地目「雑種地」・面積(m²)「5筆合計 50,289」

- 2 農用地区域除外後の土地利用計画
植林のため。
- 3 農用地区域除外後の土地利用計画面積
50, 289 m²
- 4 農用地区域除外の理由
植林のため
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、申請者が植林するための農用地区域除外申請があった件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号「その1」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「その2」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」3件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号10から11につきましては、貸貸借でございます。

整理番号10、所在「●●●」・地番「●●外5筆」・地目「公簿一畑、山林、田・現況は全て畑」・面積（㎡）「6筆合計 45,809」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃貸権」・始期「R2.6.12」・終期「R12.6.11」・期間「10年」・金額（円）「年165,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが、期間満了のため新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号11、所在「●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿一田、畑・現況は全て畑」・面積（㎡）「4筆合計 56,489」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃貸権」・始期「R2.6.12」・終期「R7.6.11」・期間「5年」・金額（円）「年200,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号12につきましては、所有権移転でございます。

整理番号12、所在「●●●」・地番「●●外10筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「11筆合計 98,937」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R2.6.12」・支払期限「R2.7.31」・金額（円）「全筆4,20,000」・支払方法「指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、先月の第2回総会であっせんの申出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人、譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第4号「整理番号10」についての質疑を行います。が、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。（13：46～13：46）

議長 再開します。
これより議案第4号「整理番号10」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第4号「整理番号10」の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。（13：47～13：47）

議長 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第4号「整理番号10」については、原案のとおり決定されましたので、その旨報告します。

次に、議案第4号「整理番号11」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号12」についての質疑を行います。が、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。（13：48～13：48）

議長 再開します。
これより議案第4号「整理番号12」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第4号「整理番号12」の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(13:49～13:49)

議長 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第4号「整理番号12」については、原案のとおり決定されましたので、その旨報告します。

次に、議案第5号「あっせん委員の指名について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第5号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

- 1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町●●●
●● ●●
- 2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一牧場、畑・現況は全て畑」・面積(m²)「2筆合計 34,796」
- 3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第5号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
それでは、4番西原委員、11番中村委員を指名します。

各委員は、宜しくお願いします。

次に、議案第6号「現況証明願いについて」2件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第6号「現況証明願いについて」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号6、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・
現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「1,487」・申請者「遠軽
町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「2番菅井(美)
委員、16番鈴木委員、5番石山委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農業振興地域例外地であり、都市計画区域内の
第2種住居地域にある土地で現況が宅地となっているため今回地目変更登
記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、2番菅井(美)委員、16番鈴木委
員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目
変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

事務局 整理番号7、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・
現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「9,133」・申請者「遠軽
町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「10番須藤委
員、15番上野委員、3番原田委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が雑種地となっているため今回地目変更登
記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、10番須藤委員、15番上野委員、
3番原田委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更
登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

事務局 以上で説明を終わります。

議 長 これより議案第6号「整理番号6」についての質疑を行います。

質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第6号「整理番号7」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもちまして、令和2年度第3回農業委員会総会を閉会します。